

中目黒のお店を  
テイクアウトで応援しよう!  
#ナカメテイクアウト

# キッチンカーで 中目黒の味を 楽しもう!



目黒地区整備課地区整備係 (☎5722-9673、📠5722-9239)

地域主体で中目黒のまちづくりを行う「なかめスタイル」を推進する、一般社団法人中目黒駅周辺地区エリアマネジメントは区と協力して、コロナ禍での中目黒の飲食店支援「ナカメテイクアウトプロジェクト」を立ち上げました。

中目黒周辺のテイクアウト情報を発信する第1弾に引き続き、地元飲食店によるキッチンカーでの販売を支援します。中目黒の飲食店を普段とは違った形で楽しめる機会です。ぜひお越しください。詳細は、ナカメテイクアウトホームページ(右コード)をご覧ください。



## プロジェクト第2弾

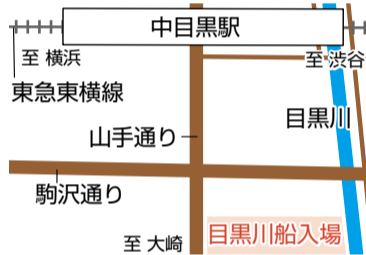


週替わりで、  
いろいろなお店の  
味が楽しめます!

◀キッチンカーは、区内事業者  
フードトラックカンパニーが  
提供

※写真はイメージです

期間 11/8(日)まで  
時間 10:00~19:30  
会場 目黒川船入場  
(中目黒1-11-18)



めぐろ地元のお店応援券も  
利用できます



目黒区長  
あおき えいじ  
青木英二

住みたいまち、住みたいまちに

## チャレンジめぐろ

CHALLENGE MEGURO

### 自転車事故ゼロを目指して

自転車の危険運転は重大な事故につながります

自転車は、誰もが気軽に利用できる乗り物です。しかし、自転車は道路交通法では軽車両に位置付けられており、車の仲間です。人とぶつかったり、物を壊したりしたときは、損害賠償をしなければなりません。裁判では、9千万円を超える高額な賠償命令も出されています。

まち中では、停止線で止まらない、信号を守らない、歩行者の間をすり抜けるなど歩行者をヒヤッとさせる危険な運転が多く見受けられます。このような運転は、事故を起こす割合が大変高くなります。

### 安全な利用の促進に関する条例を制定しました

区は、区民の皆さんが交通ルールを知って、そして守っていただけるよう、今年3月に、自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定しました。条例では、人や物の損害に対応できる自転車保険の加入を義務化するとともに、お子さんを乗せて運転する場合は、お子さんも大人もヘルメットの着用をお願いします。現在、自転車保険の相談などができるコールセンターも開設し、また2千円を上限とする自転車用ヘルメットの購入補助を行っています。

保険とヘルメットは、万が一の備えです。基本は、自転車を安全に利用していただくことです。

### 自転車事故ゼロのまちに

コロナ禍で、自転車を利用する人が増えていると同時に、交通違反も増えています。地域などで実施している自転車安全教室は、感染防止のため、今年度は多くが中止となりましたが、警視庁ホームページでは、子どもが楽しく学べる自転車安全教室を掲載しています。日頃から自転車の安心な乗り方などを確認していただきたいと思えます。自転車を利用するすべての人が、交通ルールやマナーを守り、安全運転を心掛け、事故を起こさないようにしましょう。

区は、今後もさまざまな安全対策を行い、自転車事故ゼロを目指しチャレンジしてまいります。皆様のご理解ご協力をお願いします。



## ひとり親家庭を支援します



### ひとり親家庭等医療費助成制度

目黒区子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9645、📠5722-9328)

ひとり親家庭などのかたが、病気やけがで医療機関を受診した際の医療費(保険診療)の自己負担分の一部を、区が助成します。助成を受けるには申請が必要です。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

対象 区内在住で、健康保険に加入している、次の①~⑥のいずれかの子ども(18歳の3/31まで。中度以上の障害がある場合は19歳まで)と養育しているかた

- ① 父母が離婚
- ② 父または母が死亡・生死不明・未婚
- ③ 父または母に1年以上遺棄されている
- ④ 父または母が裁判所からDV(配偶者などからの暴力)保護命令を受けている
- ⑤ 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑥ 父または母に重度の障害がある

※父か母が事実上の婚姻関係にある場合を除く

※前々年(平成30年)の所得が制限額(右表)を超えているかたは、受給不可  
※生活保護受給者や児童福祉施設などの入所者は受給できない場合あり

所得制限額		
扶養人数	請求者本人	孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円

\*扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

### ◆現況届を提出してください

ひとり親家庭等医療証は、毎年1/1に更新します。現在、ひとり親家庭等医療証をお持ちのかたへ、10月下旬に現況届の書類を郵送します。11/30(必着)までに、総合庁舎本館2階子育て支援課へ、郵送または持参してください。提出がない場合は、来年以降の交付ができません。

### 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、目黒区ひとり親家庭等生活応援給付金と、東京都ひとり親家庭支援事業を実施します。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

#### 目黒区ひとり親家庭等生活応援給付金(第2回)

目黒区子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9645、📠5722-9328)

児童扶養手当受給世帯に、子ども1人当たり5万円を支給します。対象者に、11月中旬以降に案内を郵送します。

対象 11月分の児童扶養手当受給者

#### 東京都ひとり親家庭支援事業(カタログ事業)

目黒区福祉保健局育成支援課 (☎5320-4125、📠5388-1406)

食料品など生活必需品を注文できるカタログを、対象者に、10月下旬以降に郵送します。

- 対象
- 8/1以降に児童扶養手当の認定を受けたかた(手当の全部停止を除く)
  - ひとり親世帯臨時特別給付金の支給決定を受けたかた
- ※7月以降にカタログを郵送されたかたは対象外

